

令和6年度 五泉市保育料(利用者負担額)【3号認定者用】

(令和5年9月1日以降適用)

在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額(月額) 3号(3歳未満児)			
階層区分	定義	保育標準時間		保育短時間	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)		円 0		円 0
B	市民税非課税世帯 ※第2子以降は無料	B-1	(0)	B-1	(0)
		B-2	0	B-2	0
C1	均等割額のみのお世帯	C1-1	(4,550)	C1-1	(4,400)
		C1-2	13,000	C1-2	12,700
C2	所得割額が24,300円未満	C2-1	(5,200)	C2-1	(5,000)
		C2-2	14,300	C2-2	13,900
C3	所得割額が48,600円未満	C3-1	(5,500)	C3-1	(5,350)
		C3-2	14,900	C3-2	14,600
D1	所得割額が60,700円未満	D1-1	(5,700)	D1-1	(5,550)
		D1-2	19,600	D1-2	19,200
D2	所得割額が72,800円未満	D2-1	(5,900)	D2-1	(5,750)
		D2-2	21,900	D2-2	21,500
D3-1	所得割額が77,101円未満の母子世帯等		(6,000)		(5,850)
D3-2	所得割額が84,900円未満		24,000		23,500
D4	所得割額が97,000円未満		29,300		28,800
D5	所得割額が114,000円未満		30,300		29,700
D6	所得割額が125,800円未満		35,600		34,900
D7	所得割額が140,200円未満		40,000		39,300
D8	所得割額が154,600円未満		43,600		42,800
D9	所得割額が169,000円未満		44,500		43,700
D10	所得割額が202,000円未満		45,500		44,700
D11	所得割額が235,000円未満		46,100		45,300
D12	所得割額が268,000円未満		46,600		45,800
D13	所得割額が301,000円未満		47,100		46,200
D14	所得割額が397,000円未満		48,600		47,700
D15	所得割額が397,000円以上		48,600		47,700

- 同一世帯の児童が2人以上入園(※)しているときは、次表の金額となります。
(※幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設、児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、家庭的保育事業等を利用している場合)

2人以上在園している場合		保育料
年齢の高い方から1人目	1人目の児童	全額
	2人目の児童	半額
	3人目以降は下記に記載のとおり	
(注) 10円未満の端数は切り捨てる		

- 第3子以降の保育料は無料となります。(給食費、バス利用料は保育料に含まれません)
令和5年度より、国基準における多子軽減制度の「所得要件による年齢上限」を撤廃しました。
※保護者に監護され(又は監護されていた)、かつ、生計を一にする第3子以降を無料とします。
- B階層からD3-1階層において、次に該当する世帯の第1子目の保育料は、()内の金額となります。
①母子世帯等
②在宅障がい児・者(身体障がい者手帳又は療育手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児、障がい基礎年金等の受給者)のいる世帯
- 税額控除(調整控除を除く)は、利用者負担額の算定上反映させないこととなっています。
(調整措置は反映させることとなっています。)
※ 保育料を決定する際に考慮しない主な控除項目
寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除 等

国の制度改正により、平成28年度以降における幼児教育の段階的無償化に向けた取組として、年収360万円未満相当(市民税所得割額が57,700円未満)の世帯について従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃するとともに、ひとり親世帯等については市民税所得割額が77,101円未満であれば、年齢の上限の撤廃とあわせて第1子を市民税非課税世帯における金額を上限として階層毎に軽減し、第2子以降を無償化とすることとなりました。

- ※年度途中で満3歳に達し、2号認定に切り替わった場合の保育料は、その年度内は3号認定の保育料となります。また、年度途中で入園した場合は令和6年3月31日現在の満年齢で決まります。
- ※ 認定保育利用時間外については延長保育対応となりますので、保育料とは別に延長保育料が必要となります。
- ※ 月途中の保育利用時間の認定変更申請については、翌日より変更となります。

●市民税所得割の額は入所児童の父母の市民税を合算します。ただし、父母の市民税が非課税の場合、同一世帯の親族のうち最多所得者を「家計の主宰者」として、その方の市民税額も算定の対象となる場合があります。

平成30年9月以降の保育料算定に関わる変更点

○未婚のひとり親を寡婦（夫）とみなす特例が設けられました。

婚姻によらないで母または父となった方は、地方税法上の寡婦（夫）控除の適用を受けられませんが、保育料の算定上ではこのような保護者を寡婦（夫）とみなして計算することになりました。この特例を適用するには申請が必要です。該当の方は園に申し出てください。

○都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例が設けられました。

指定都市で課せられる地方税については、平成30年度から市民税8%、県民税2%に変更となりました。（指定都市以外は市町村民税6%、県民税4%）保育料は市町村民税から計算するので、この変更により指定都市に住所を有していた方とそれ以外の方で、同じ所得・控除内容であっても保育料が異なることとなります。これを是正するために、指定都市の市民税を8%から6%になおした額で保育料を算定することになりました。

令和元年10月以降の保育料算定に関わる変更点

○幼児教育・保育の無償化が実施されました。

幼稚園や保育園、認定こども園などを利用する3～5歳の全ての子ども、保育園や認定こども園などに通う0～2歳の市民税非課税世帯の子どもについて、保育料が無償化されることになりました。

実費徴収費用（日用品費、行事費、食材料費、通園送迎費など）は、無償化の対象外です。

給食費は、3～5歳の子どものうち、年収360万未満相当世帯及び第3子以降については、副食費の負担が免除されます。なお、0～2歳の子どもの給食費は、これまで通り保育料に含まれます。

令和5年4月以降の保育料算定に関わる変更点

○五泉市独自政策（第3子以降無償化）が実施されました。

同一世帯において、第3子（年齢の高い方から数えて3人目）以降の児童にかかる保育料（給食費・バス利用料等は除く）が無料となります。

（市独自の政策として、国基準における多子軽減制度の「所得要件による年齢上限」を撤廃しました。）

※別居している兄弟がいる場合、保護者に監護され生計を一にしている証明として「教育・保育給付認定保護者別居監護申立書」を提出して下さい。